### (3) 岐阜保健所の概要

# 所在地 岐阜保健所

各務原市那加不動丘1丁目1番地 岐阜県健康科学センター内 TEL (058) 380-3001 本巣・山県センター

岐阜市司町 1 番地 岐阜総合庁舎内 TEL(058)264-1111(代表)

#### <沿 革>

- 昭和12.4.5 法律第42号をもって、保健所法が公布された。
- 昭和19.10.1 岐阜県中央保健所を設置した。(岐阜市日の出町5-12)
- 昭和23.7.1 昭和23年1月1日保健所法の改正公布により、蘇原保健所と合併統合し、岐阜市、稲葉郡、 羽島郡、山県郡の1市3郡(6町46村)を管内区域とし、岐阜県唯一のモデル保健所として事 業を開始した。羽島郡については、日本医療団竹鼻病院を改築し羽島出張所を設置した。
- 昭和24.10. 1 保健所行政の拡張整備により羽島出張所が昇格し、羽島郡管内は羽島保健所として独立、設置された。
- 昭和24.12. 1 昭和23年4月保健所法施行令の制定に伴い、岐阜市が保健所を設置し、岐阜市管内を委譲した。なお、これに伴い岐阜県中央保健所の名称を伊奈波保健所と改称し、管内は稲葉郡と山県郡になった。
- 昭和26.9.1 羽島保健所が羽島市竹鼻町狐穴川口719-1 に移転した。
- 昭和30.4.1 高富町、富岡村、梅原村、大桑村、桜尾村が合併し高富町となった。 下伊自良村、上伊自良村が合併し伊自良村となった。 西武芸村、富波村、北武芸村、谷合村、葛原村、北山村、乾村が合併し美山村となった。
- 昭和35.9.2 型別人口別符号がR4と指定された。
- 昭和38.4.1 稲葉郡の4町が合併し各務原市となった。
- 昭和39.4.1 美山村が町制を施行し、管内は1市2町1村となった。
- 昭和42. 4.20 岐阜市内に点在する県出先機関の庁舎統合により、伊奈波保健所は岐阜総合庁舎内(岐阜市 司町1番地)に移転した。
- 昭和44.6 羽島保健所の建物の老朽化に伴う全面的な改修が行われた。
- 昭和50.11.1 伊奈波保健所予防課保健婦室保健婦第2係2名を各務原市に駐在させ、健康相談業務を実施することにした。(各務原市那加桐野二ケ所入会地)
- 昭和53.5.1 伊奈波保健所保健婦室保健婦第2係駐在を各務原市保健文化会館内(各務原市那加桜町)に 移転した。
- 昭和57.6.30 型別人口別符号がR3と指定された。
- 昭和60.11.25 伊奈波保健所保健婦室保健婦係駐在(2名)を各務原市総合福祉会館内に移転した。
- 昭和63.7.1 伊奈波保健所山県分室を高富町に開設、職員2名を駐在させ、特に未来博開催中の山県郡内 住民の便官を図った。
- 昭和63.9.30 伊奈波保健所山県分室を閉室した。
- 平成 3. 4. 1 伊奈波保健所総務課に企画調整係が設置された。 型別人口別符号がUR3に変更された。
- 平成 7.4.1 副所長が設置された。

機構改正により、保健予防課、保健婦室が廃止され、新たに保健予防課、保健指導課が設置された。試験検査課が設置された。

- 平成12. 3.31 伊奈波保健所保健婦室保健婦係各務原駐在を廃止した。
- 平成12.4.1 保健所再編整備により、伊奈波保健所、羽島保健所、大野保健所のうち本巣郡の区域を統合 し2市14町村を管轄区域とし、岐阜地域保健所と改称し各務原市那加不動丘1-1に移転し た。一方、本巣郡、山県郡を担当させるために本巣・山県センターを岐阜総合庁舎内(岐阜市 司町1番地)に置いた。
- 平成15.4.1 山県郡3町村(高富町、伊自良村、美山町)が合併して山県市となった。
- 平成15.5.1 本巣郡南部2町(穂積町、巣南町)が合併して瑞穂市となった。

平成16.2.1 本巣郡北部4町村(本巣町、真正町、糸貫町、根尾村)が合併して本巣市となった。

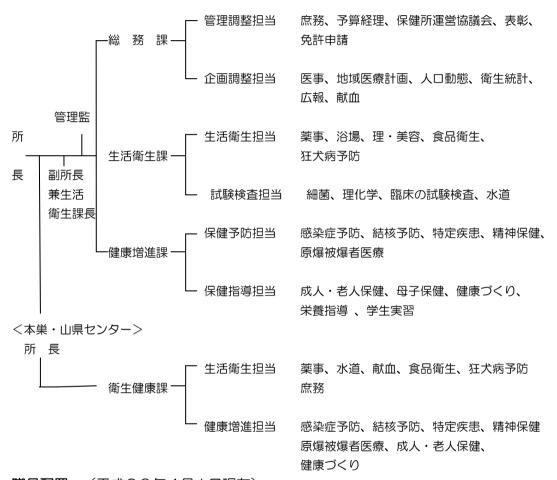
平成16.11.1 羽島郡川島町が各務原市と合併して各務原市となった。

平成18.1.1 羽島郡柳津町が岐阜市へ編入合併した。

平成18.4.1 県の組織改革により岐阜地域保健所の名称が岐阜保健所となった。

# <保健所の機構>

#### 組織及び主な事務分掌(平成20年4月1日現在)



# 職員配置 (平成20年4月1日現在)

	1794	$0$ $\pm$ $4$ $\pm$	י ו ו	シロエノ										
						扫	<b>5</b> 1	市	職	員	Į			
			事	医	薬	獣	保	管	臨	放	電		衛	
			務		剤	医	健	理	床	射	気		生	
	$\boxtimes$	分	職	師	師	師	師	栄	検	線			技	計
			員					栄養士	查	技			術	
								士	技	師			員	
									師					
岐阜保健所	所	長		1										1
(センター	管	理監		1										1
を除く)	総	務 課	6	1							1			8
	生活	衛生課			3	2			3				1	9
	健康	増進課	2				6	3		2				13
	小	計	8	3	3	2	6	3	3	2	1		1	32
本巣・山県	所	長				1								1
センター	衛生	健康課	3		2	2	4						1	12
	小	計	3		2	3	4						1	13
合	Ē	+	11	3	5	5	10	3	3	2	1		2	45

	岐 阜 保 健 所								
	開	催	$\Box$	時 間					
一般健康相談	随		時	9:00~17:00					
エイズ検査	毎月第1	・第	3水曜日	9:00~10:00					
骨髄ドナー登録	毎月第2	・第	4木曜日	9:00~10:00					

精神保健相談・特別乳幼児相談については、各市町ごとの計画により定期的に実施